

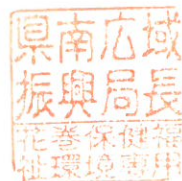
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市成田26地割83番地10

氏名 株式会社エコ 代表取締役 佐藤 直也
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 永井 榮一



許可の年月日 令和 4年 4月24日

許可の有効年月日 令和 9年 4月23日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物(自動車等破砕物であるものを除く。)

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

(以下、裏面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 4 月 24 日 当初許可

平成 13 年 3 月 21 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、ゴムくずを追加したこと。）

平成 13 年 3 月 23 日 事業範囲の変更許可（積替え保管施設（岩手県北上市村崎野 2 1 地割 2 6 番地 3 0 及び岩手県北上市成田 2 6 地割 8 3 番地 1 0）及び積替え保管品目（ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）を追加したこと。）

平成 14 年 4 月 24 日 更新許可

平成 19 年 4 月 24 日 更新許可

平成 24 年 4 月 24 日 更新許可

平成 29 年 4 月 24 日 更新許可

令和 2 年 7 月 27 日 変更届出書受理

（1）本店所在地を岩手県北上市九年橋三丁目 1 4 番 5 6 号から変更したこと。

（2）岩手県北上市九年橋三丁目 1 4 番 5 6 号の積替え・保管施設を廃止したこと。

令和 4 年 2 月 14 日 変更届出書受理（代表者を佐藤ノリ子から変更したこと。）

令和 4 年 4 月 24 日 更新許可

令和 4 年 8 月 31 日 変更届出書受理（名称を有限会社マルサ商会から変更したこと。）

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表：積替え・保管施設の概要

所在地 岩手県北上市村崎野 2 1 地割 2 6 番地 3 0 及び
岩手県北上市成田 2 6 地割 8 3 番地 1 0

保管産業廃棄物	保管面積 m ²	保管容積 m ³	構造概要
廃機械（廃家電由来）	4	4	解体・倉庫棟
金属くず	4	4	
廃プラスチック類	1	1	
木くず	1	1	
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1	1	
ゴムくず	1	1	

以下余白

